



赤穂市監査委員公表第9号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定より、その結果を次のとおり公表する。

令和2年10月1日

赤穂市監査委員	寺田	榮治
同	前田	尚志

令和2年度財政援助団体等監査報告

1 監査の概要

- (1) 監査の種類 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）
- (2) 監査の対象 公の施設 赤穂市民総合体育館及び赤穂城南緑地運動施設等
指定管理者 赤穂スポーツパークパートナーズ
代表企業 コナミスポーツ株式会社
構成団体 国際ライフパートナー株式会社
所 管 教育委員会 スポーツ推進課
- (3) 監査の期間 令和2年5月11日から令和2年9月30日まで
- (4) 監査の範囲 平成30年度、令和元年度の施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- (5) 主な着眼点
- ア 指定管理者
- (ア) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (イ) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (ウ) 協定書に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (エ) 施設の管理に関する収支にかかる会計経理は適切に行われているか。
- ① 関係帳簿の整備、記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備、保存は適正か。
- イ 所管課
- (ア) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (イ) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (6) 監査の方法 赤穂市監査基準（令和2年赤穂市監査委員規程第1号）に基づき、公の施設の指定管理者に対して、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。また、所管課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

2 監査対象の概要

(1) 指定管理者の概要

名 称	赤穂スポーツパークパートナーズ 代表企業 コナミスポーツ株式会社
代 表 者	代表取締役社長 落合 昭
住 所	東京都品川区東品川4丁目10番1号

(2) 指定管理の内容

施 設 名	赤穂市民総合体育館及び赤穂城南緑地運動施設等		
所 在 地	赤穂市加里屋1278番地		
指 定期 間	平成29年4月1日～令和4年3月31日		
指 定 管 理 料	61,799,000円(平成30年度) 62,371,213円(令和元年度)		
指 定 管 理 に 係 る 収 支 状 況	平成30年度		令和元年度
	収 入	158,626,344円	156,915,820円
	支 出	158,626,344円	156,915,820円
	収 支	0円	0円
利 用 実 績	年間利用者数(延べ人数)		
	平成30年度	282,921人	
	令和元年度	296,725人	

(3) 指定管理の業務範囲

- ア 施設の使用に関する業務
- イ 施設の運営に関する業務
- ウ 施設の施設・設備等の維持管理に関する業務
- エ その他、施設の管理運営に関し、赤穂市が必要と認める業務

(4) 収支状況

ア 平成30年度収支報告書

収 入		支 出	
費 目	金 額(円)	費 目	金 額(円)
指定管理料	61,799,000	購入費	1,374,847
使用料収入等	96,827,344	販売費	1,572,721
		人件費	67,059,647
		事務費	1,290,968
		施設費	39,578,468
		施設固定原価	47,749,693
合計	158,626,344	合計	158,626,344

イ 令和元年度収支報告書

収 入		支 出	
費 目	金 額(円)	費 目	金 額(円)
指定管理料	62,371,213	購入費	1,649,076
使用料収入等	94,544,607	販売費	1,931,908
		人件費	69,892,039
		事務費	1,044,794
		施設費	38,866,831
		施設固定原価	43,531,172
合計	156,915,820	合計	156,915,820

3 監査の結果

指定管理者である赤穂スポーツパークパートナーズ代表企業コナミスポーツ株式会社における出納、その他関連する事務並びに所管課であるスポーツ推進課の指定管理者に対する指導監督状況等について監査した結果、おおむね適正に事務執行を行っていると思われるが、以下のとおり意見を付す。

なお、監査の執行の際、見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項等は、予備監査において指定管理者及び所管職員に対して口頭で改善を促したので省略する。今後も施設の目的や基本協定書等に基づき、創意工夫をこらし効率的に施設の管理運営を推進されたい。

(1) 自主事業教室の運営内容変更について

所管課は、自主事業の参加料及び受講料等の額の改定の承認を行う際は、管理運営基準に則り根拠（サービス内容の変更等）を明らかにした資料を求める等改定内容が妥当なものか精査

されたい。

(2) スポーツ用具等の販売について

スポーツ用具販売（自主事業）において、管理運営基準3（3）に規定する市の承認が漏れているものが見受けられた。今後は管理運営基準に則り適正な事務執行をされたい。

(3) 自動販売機の設置について

自動販売機の設置は、施設の目的外使用許可を得ているのか曖昧な点が見受けられた。指定管理者は赤穂市に代わってその権限を行使するものであり、当該設備の設置などについては関係法令に基づき行政財産の目的外使用許可を受ける必要がある。また、所管課に関しては施設の目的外使用部分について内容を十分精査し適切に使用許可を行われたい。